

平成27年度 定期監査の結果に関する報告書

平成28年3月28日（月）

第1 監査の概要

地方自治法第199条第4項の規定による平成27年度における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理について定期監査を実施した。その結果は次のとおりである。

1 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、平成27年12月末現在の事務事業の執行が予算及び法令等に基づいて行われているかという観点から検証するとともに、契約関係について、法令等に基づいた適正発注がなされているか、また、各種補助金の支出事務が適正かという観点に留意して実施した。

2 監査の実施状況

全部局等を対象に平成27年4月1日から平成27年12月31日までを対象期間とする定期監査調査を徴し、予算の執行状況、契約及び財産管理等の審査をするとともに、平成28年2月29日から3月1日の2日間、下記の8課についてヒアリングを実施した。

監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関
2月29日（月）	納税課	3月1日（火）	生活環境課
	児童家庭課		学校教育課
	商工観光課		企画調整課
	都市計画課		国保年金課

第2 監査の結果と概要

定期監査の結果、各課等における予算の経理、財産管理など財務に関する執行及び経営に係る事業管理は、おおむね適正になされていると認められたが、一部に指摘・改善等を要するものがあつた。

また、ヒアリングを実施した8課の状況等については以下のとおりである。

1 納税課について

○徴収事務体制及びコンビニエンスストア収納代行業務について

徴収事務の職員体制については、徴収職員6名、嘱託職員4名により地区担当を決め徴収業務及び相談等徴収業務全般を行っている。

課題となっている滞納分の徴収事務については、現年度分の第1期分納期開始まで集中的に財産調査、電話催告、夜間臨戸等を実施し、交渉可能な場合は、納付の促しや分納等納税相談を行っている。また交渉ができない場合は預貯金調査等財産調査に基づき差押を実施している。

コンビニエンスストア納付については、徴収率の向上を図るため平成25年度から実施し3年目となる。コンビニエンスストアでの納付件数は増加しており、特に軽自動車の納付割合は高くなっている。

納税課においては、今後とも税負担の公平性の観点から、収入未済額の縮減を図るとともに、口座引き落としやコンビニエンスストア納付の周知等を行い、滞納の発生防止や収納率向上に努められたい。
指摘事項なし。

2 児童家庭課について

○国、県からの各種補助金等について

児童家庭課における国、県からの各種補助金等において、全額補正減を行っている予算が見受けられたが、これは国による事業の名称変更や別事業での事業実施によるものであり、予算の組替え等により事業実施がなされている。

○法人立認可保育園施設修繕事業について

本事業は、保育室の面積を国の基準に合わせるための修繕事業であるが、対象園に対するアンケート調査に基づき、予算を全額補正減している。

同事業については、国の基準に合わせた保育室の整備であり、引き続き園と協議しながら事業実施できるよう努められたい。

○事業所内保育総合推進事業補助金について

今年度は2事業所から事業実施の要望があったが、施設の老朽化や県道拡幅工事により施設が立ち退きとなったため事業実施ができなかった。引き続き次年度以降も事業実施に向けて取り組まれたい。

児童家庭課においては、今後とも待機児童解消に向けた施策を推進するとともに、保育料の徴収率向上にも取り組まれたい。

指摘事項なし。

3 商工観光課について

商工観光課においては、豊見城市情報発信クリエイター人材育成事業、ワークライフバランス導入支援事業、保育関連施設高齢者就業促進事業、地域住民生活等緊急支援交付金事業等を実施している。同事業による雇用の創出、人材の育成に努められるとともに、事業終了後も引き続き事業の効果、成果が発揮できるよう事後調査にも取り組まれたい。

指摘事項なし。

4 都市計画課について

都市計画課においては、新たなまちづくりに対応するための都市計画マスタープランの改定、県道東風平・豊見城線沿線地区の市街地形成を推進するための基本計画の策定、本市の良好な景観形成を図るための市景観計画の策定事業を実施している。これらの事業は本市の新たなまちづくりや景観形成の指針となるものであり、成果を期待したい。

指摘事項なし。

5 生活環境課について

○公営墓地建設用地立地可能性調査について

墓地建設については、平成24年度より沖縄県から権限移譲により市町村許可となった。新規の墓地建設は墓地周辺の景観等が懸念されることから、公営墓地建設の必要性に基づき公営墓地建設用地立地可能性調査を実施している。本調査は平成28年3月末に終了するとのことであり、今後の墓地行政に活かしてもらいたい。

合併処理浄化槽設置事業補助金、住宅騒音防止対策事業補助金、生ゴミ自己処理奨励補助金については利用率が低い状況にある。その原因等について、調査、研究するとともに、周知徹底を図り、補助金の利用率の向上に努められたい。

生活環境課は、市民生活の環境整備において重要な業務を担っており、市民や事業者等が環境への関心と理解を深め、共にごみの減量化やその他環境保全活動に向け引き続き頑張っていたいただきたいと思います。

指摘事項なし。

6 学校教育課

○備品の購入方法（業者の選定）について

学校教育課から各学校に対し、備品等の購入については、豊見城市契約規則に基づき見積書を2社から取るよう指示しており、2社見積で購入している。また、40万円を超えるものについては、学校教育課で入札を行い備品の購入を行っている。

幼稚園保育料や育英会償還金の徴収業務等については、今後とも収入未済額の縮減を図るとともに、滞納の発生防止や収納率向上に努められたい。

本市の子どもたちは各種教育施策や教職員の努力等もあり、全国学力状況調査ですばらしい成績を収めている。学校教育課においては、今後とも次代を担う生徒たちの健全育成のため教職員とともに頑張っていたいただきたいと思います。

指摘事項なし。

7 企画調整課

企画調整課は、豊見城市総合計画の策定業務、政策管理、行政改革、その他多岐にわたる本市の重要な業務を担っております。業務遂行にあたっては、社会経済の動向を踏まえ、新しい時代の流れや変化に対応した施策づくりに今後とも邁進していただきたいと思います。

指摘事項なし。

8 国保年金課

○国民健康保険税の未収金の回収状況及び対策について（事務処理、体制について）

徴収事務の職員体制については、参事以下3名と嘱託職員6名により業務を行っている。

徴収については地方税法と国税徴収法に基づき業務を行っているが、納期を20日過ぎた際に督促状を郵送し、同時に地区担当員（6名配置）が未納者へ電話連絡を行っている。連絡が取れば納付のお願いや分納の案内、相談等を実施している。連絡が取れない方々に対しては来所要請の文書発送、毎月月末に夜間窓口の開設についての案内、それでも反応がない場合の再来所要請、警告書、差押予告を段階的に対象者へこの4種類の通知を発送している。その間預貯金調査、財産調査を行い担税力があるとみなせば差押を行うことにしている。

国保税の徴収率については、平成26年度は現年度が95.79%、滞納繰越分が16.62%。現年度分については11市中でも1番の成績を収めており徴収率は相当上がっている。過年度分についても現在20%を超え昨年度より収納率も上がっている。

国保年金課においては税負担の公平性の観点から、今後とも収入未済額の縮減を図るとともに、引き

続き滞納の発生防止や収納率の向上に努められたい。

指摘事項なし。

第3 指摘・改善等を求める事項について

1 旅費及び資金前渡、概算払いの精算事務について

豊見城市職員の旅費に関する条例第13条及び豊見城市職員の旅費支給規則第9条において旅費の精算は「旅行の完了した日の翌日から起算して10日以内」、豊見城市会計規則第64条及び第69条において資金前渡及び概算払いの精算は、資金前渡については「常時継続して受け、かつ、支払う経費は翌月の7日まで」、「前号以外の経費用務が終了した日から10日以内」、概算払いについては「要務を終了した日から10日以内」で処理することになっているが、規則に沿った精算事務が遅延している事例は下記のとおりで、適切な事務処理に努められるよう注意を喚起したい。

(精算事務遅延)

- ・旅費精算：企画調整課3件、庁舎建設課1件、農林水産課1件、水道部総務課2件
学校教育課（学校）3件、生涯学習振興課2件
- ・資金前渡、概算払の精算：秘書広報課1件、税務課1件、都市計画課2件、学校教育課2件

※学校教育課、水道部総務課、生涯学習振興課については昨年度も指摘あり。

2 予算の計画的かつ効率的な執行について

定期監査については、毎年12月末時点の執行状況により監査を実施しているが、歳入歳出予算の執行は、概ね適正に処理されております。

歳入については、市税の滞納繰越分の収入未済額が昨年度と比較して減少しており、徴収率の向上に努められていることを評価する。引き続き、税負担の公平性、使用料等の受益者負担の観点からも、収納状況を詳細に把握し、収入未済額の縮減と滞納の発生防止に一層の努力を望む。

歳出については、12月末時点で未執行または低執行率も見受けられるため、計画的な予算の執行を心掛け、限られた財源の有効活用に努められたい。

3 契約事務について

各種事業（委託、工事、その他）にかかる契約については、概ね適正に処理されている。契約は基本的に入札を原則とし、例外的に随意契約をすることができる。その際には本市契約規則に基づき見積書を徴することとなるが、一部規則に準じてない事例が見受けられた。随意契約の執行に当たっては、規則に基づき可能な限り複数の者から見積書を徴し、本市において最も有利な条件となる者と契約締結できるように努められたい。

4 補助金の支出及び効果について

各種団体への補助金については、交付目的に沿って適正かつ効率的に使用されるよう、補助を受けた団体の事業計画、決算状況を十分に把握し、不適切と思われる支出や毎年度の繰越金が多い団体については、積極的に指導、助言を行うとともに、補助金額等の見直し検討も要すべきではないかと考える。

【むすび】

各課等におかれましては、指摘事項等について内容確認の上改善を図られたい。

また、業務の現状や課題を振り返るとともに事務処理におけるチェック体制を徹底し、業務の適切かつ効率的な進行管理に努められたい。